

公 示

訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の 許可申請事案の審査基準

制定 平成18年 9月29日 九運鹿分公第 3号
改正 令和 5年12月27日 九運鹿分公第14号

訪問介護事業所又は居宅介護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。以下同じ。）との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士（以下「訪問介護員等」という。）が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送に係る道路運送法（以下「法」という。）第78条第3号の規定に基づく許可申請の審査基準を、下記のとおり定めたので公示する。

平成18年 9月29日

九州運輸局鹿児島運輸支局長 師岡 照房

1. 許可申請手続は、当該契約関係にある一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「契約事業者」という。）から別紙様式1の自家用自動車有償運送許可申請書により一括代理申請を行うものとする。
2. 自家用自動車有償運送許可申請書には、別紙様式1に記載する添付書類を添付するとともに、有償運送許可申請者ごとの次の（1）及び（2）の書類を添付するものとする。
 - （1）法第7条各号の規定に該当しないことを示す書面（宣誓書）：別紙「様式4」
 - （2）運転免許停止処分を受けていないこと等を示す書面（宣誓書）：別紙「様式5」
3. 許可基準
上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。
 - （1）契約事業者の責任において、当該有償運送の許可を受けた自家用自動車（以下「契約自家用自動車」という。）について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われるものであること。

- ① 運行管理を行う体制が整備されていること。
 - ② 運行管理の指揮命令系統が明確であること。
 - ③ 運行管理者の選任が適切であること。
契約事業者は、事業用自動車及び契約自家用自動車の合計数が5両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任すること。
 - ④ 事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。
 - ⑤ 事故時の処理、連絡体制及び責任体制等が整備されていること。
 - ⑥ 車両についての整備管理体制が整備されていること。
 - ⑦ 苦情の処理体制が整備されていること。
- (2) 介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護（介護予防を含む。）サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。
- (3) 訪問介護員等は、下記のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
 - ② 道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了していること（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合を含む。）。
- (4) 契約自家用自動車は、乗車定員11人未満の自動車（軽自動車を含む。）であること。
- (5) 契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。
- (6) 契約自家用自動車には、次の表示を行うこと。
1. 氏名、名称又は記号
 2. 「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字
 3. 1. 及び2. の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、自家用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。
- (7) 契約自家用自動車内には、旅客から收受する運賃及び料金を掲示すること。
- (8) 訪問介護員等が法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しないものである

こと。

- (9) 契約事業者の営業所において運送の引受けを行うものであること。
- (10) (9)の運送の引受けに当たっては、あらかじめ旅客に対して、契約事業者と要介護者等との運送契約であること、運送責任は契約事業者が負うこと、及び自家用自動車による有償運送であることを告知するものであること。

4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
- (2) 運賃及び料金並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備え置くこと。
- (3) 契約事業者との契約が無効となった場合には、当該許可書を返納すること。
- (4) (1)又は(2)の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

5. 許可に付す期限等

許可に当たっては、2年間の期限を付すものとする。ただし、以下の(1)～(4)に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

- (1) 契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は廃止の届出を行った場合
当該事由が発生した日
- (2) 契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合
当該処分の日
- (3) 契約事業者が訪問介護事業所等の指定を取り消された場合
当該指定が取り消された日
- (4) 契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合
当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する契約自家用自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に含まれるものとする。

6. 当該許可の取扱いにおける留意点

- (1) 当該有償運送に係る運送契約関係は、あくまでも利用者と契約事業者との間で締結することから、運送責任は、契約事業者が負うものであること。
- (2) 当該有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者との間で運送契約が成立することから、契約事業者が認可を受けた運賃及び料金が適用されるものとする。

(3) 当該有償運送許可に係る区域は、契約事業者の営業区域を超えるものではないこと。

7. 契約自家用自動車数の報告

契約自家用自動車の数については、契約事業者が旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づき毎年5月31日までに地方運輸局長等に報告する輸送実績報告書の事業概況欄（事業用自動車数を記載する欄）に、事業用自動車の数に加え、当該契約自家用自動車数を括弧書きで記入させること。

附則（平成18年9月29日九運鹿分公第3号）

1. 本基準は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 既に「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱について」（平成16年3月16日付国自旅第241号。以下「241号通達」という。）Ⅲ.の規定に基づき、有償運送の許可を受けた訪問介護事業所の訪問介護員等については、本基準の有償運送の許可を受けたものとみなす。この場合においては、本基準3.（2）～（8）、同4.及び同5.の規定を適用するものとする。
また、契約事業者については、本基準3（1）、（9）及び（10）の規定を適用するものとする。
3. 既に241号通達Ⅲ.の規定に基づき、許可を受けた有償運送に係る対価については、当該対価が変更されるまでの間は、本基準6.（2）の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
4. 契約事業者が運行管理者を選任する場合にあっては、本基準3.（1）③の規定の適用については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令附則第11条第2項に定めるところによる。
5. 本基準については、介護保険制度等の見直しを踏まえ必要に応じ見直しを行うこととする。
6. 平成16年7月9日付け制定の「訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可基準について」は、平成18年9月30日限りで廃止する。

附則（令和5年12月27日九運鹿分公第14号改正）

1. 本改正は、令和5年12月27日から適用する。

令和 年 月 日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長 殿

他 名申請代理人

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第78条第3号及び同施行規則第50条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名及び住所

別紙自家用自動車有償運送許可申請者名簿のとおり

2. 運送需要者

3. 運送しようとする人の数

1ヶ月 約 人

4. 運送しようとする期日又は期間

許可の日から2年間

5. 運送しようとする区域

6. 有償運送を必要とする理由

7. 運賃

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の既認可運賃・料金を適用する。
2. 別建て運賃を設定する。

申請書の添付書類

- ① 自家用自動車有償運送許可申請者名簿（別紙「様式2」）
- ② 使用車両の明細を記載した書面（別紙「様式3」）
- ③ 旅客自動車運送事業者において定める自動車の運行管理の体制及び運行管理の指揮命令系統を記載した書面
- ④ 旅客自動車運送事業者において定める事故防止についての教育及び指導体制等を記載した書面
- ⑤ 旅客自動車運送事業者において定める事故時の処理及び責任体制等を記載した書面
- ⑥ 旅客自動車運送事業者において定める車両についての整備管理体制等を記載した書面
- ⑦ 旅客自動車運送事業者において定める利用者からの苦情処理に関する体制等を記載した書面
- ⑧ 旅客自動車運送事業者において定める事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面（任意保険証券・共済証券の写しで可）
- ⑨ 旅客自動車運送事業者において運行管理者を選任する場合には、運行管理者資格者証（写）
- ⑩ 道路交通法に規定する第2種運転免許を保有していない場合には、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習の修了を証した書面の写し又は修了する具体的な計画を記載した書面（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む）
- ⑪ 旅客自動車運送事業者と訪問介護員等との間で定める自家用自動車有償運送に関する契約書の写し
- ⑫ 申請者である訪問介護員等が旅客自動車運送事業者の従業員であることが確認できる書類（雇用契約書の写し、労働契約書の写しなど）
- ⑬ 申請者である訪問介護員等の運転免許証の写し及び介護に係る資格者証の写し
- ⑭ 訪問介護事業所（または居宅介護事業所）の指定書の写し
- ⑮ 使用車両の自動車検査証の写し及び任意保険証券の写し
- ⑯ 使用車両の名義が申請代理人である場合には、車両の使用承諾書（別紙「任意様式」）
- ⑰ 許可期限の更新を行う場合には、許可書の写し
- ⑱ 道路運送法第7条（欠格事由）各号の規定に該当しない旨の宣誓書（別紙「様式4」）
- ⑲ 申請日前2年間に於いて無事故かつ運転免許停止処分を受けていない旨の宣誓書（別紙「様式5」）

使用車両の明細を記載した書面

自動車登録番号 (車両番号)	車 名	型 式	年式	定員	種 類	備 考

(注) 自動車の種類欄は次の記載例によること。

(記載例)

- ・普通自動車
- ・普通自動車 (回転シート等)
- ・特種自動車 (リフト付等)
- ・軽自動車
- ・軽自動車 (回転シート等)
- ・軽特種自動車 (リフト付等)

九州運輸局 鹿児島運輸支局長 殿

現住所：_____

氏名：_____ 印

生年月日：大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

宣 誓 書

1. 道路運送法第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長 殿

現住所： _____

氏名： _____ ⑩

生年月日： 大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

宣 誓 書

1. 私は、現在までの2年間において無事故であり、かつ、運転免許停止処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(任意様式)

車 両 使 用 承 諾 書

(申請者名)が下記の車両を訪問介護サービス等と連続して、
又は一体として行なわれる自家用自動車有償運送に使用することを承諾します。

記

自動車登録番号 _____

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

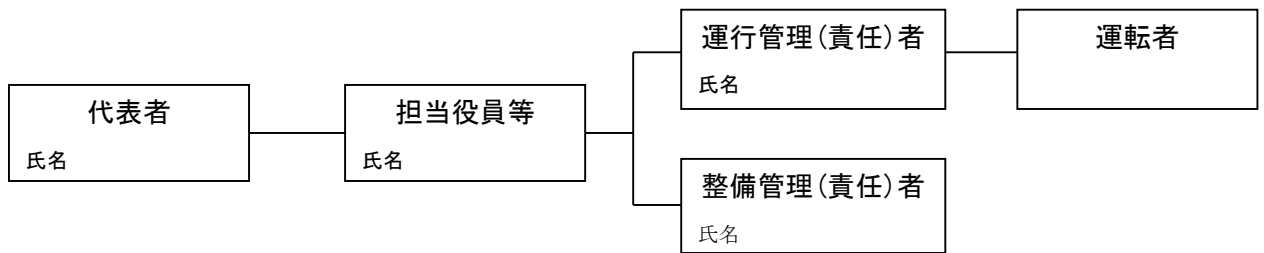
印

(任意様式)

自動車の運行管理等の体制

事業所名) _____

1. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



2. 点呼等が確実に実施できる体制

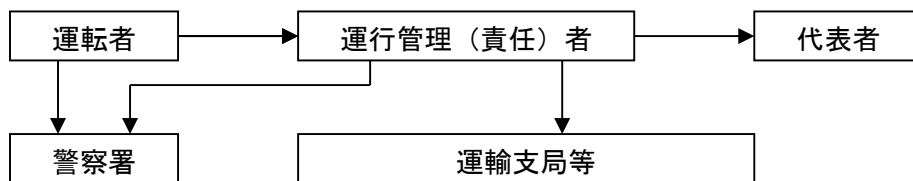
点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施	日常点検の実施	営業所と訪問介護員の連絡方法

3. 事故防止及び旅客サービス等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 旅客サービス・事故防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

(2) 事故処理連絡体制



4. 苦情処理体制

苦情処理 責任者 氏名 _____

苦情処理 担当者 氏名 _____

5. 損害賠償能力

対人保険 賠償金額 円
対物保険 賠償金額 円